

○三沢市表彰に関する基準

平成20年6月18日制定  
令和3年7月26日一部改正  
令和4年7月25日一部改正

(趣旨)

第1条 この基準は、三沢市表彰条例(昭和45年三沢市条例第1号。以下「条例」という。)第2条の規定による表彰について必要な事項を定めるものとする。

(功労表彰)

第2条 功労表彰に該当するものは、次の条件を満たさなければならない。

- (1) 清廉にして衆望があり、納税の義務を怠らないものであること。
- (2) 年齢は概ね満65歳以上であること。ただし、条例第3条第1項第8号に該当するものを除く。
- (3) 次条に該当する期間が概ね20年以上であること。この場合において、複数の職に就いていたものについては合算できるものとする。

2 前項第3号の条件を満たさない場合であっても、その他考慮すべき事由があるときは、これを参酌できるものとする。

第3条 条例第3条第1項第1号から第7号までの規定に該当するものは、別表表彰の基準に掲げるもの及びこれに類するものとする。

(善行表彰)

第4条 善行表彰の対象となるものには、年齢の制限は設けない。

第5条 条例第4条第1項第2号に規定する多額の金品は、概ね50万円相当(物件は評価額)とし、営利を目的とするものや解除条件付のものであってはならない。

(団体の表彰)

第6条 条例第5条の規定により善行表彰の対象となる団体は、組織基盤が強固な団体でなければならない。

附 則

この基準は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（令和3年7月26日一部改正）

この基準は、令和3年7月27日から施行し、令和3年度の表彰から適用する。

附 則（令和4年7月25日一部改正）

この基準は、令和4年7月26日から施行し、令和4年度の表彰から適用する。

別表（第3条関係）

表彰の基準

区分	公職等
第1号	市長、副市長、市選出県議会議員、市議会議員、町内会長、統計調査員、行政委員会及び附属機関の委員等
第2号	教育委員、教育長、学校長、行政委員会及び附属機関の委員、私立学校等の経営者又は代表者、市社会教育団体の長、市文化・芸術団体の長、市スポーツ団体の長等
第3号	市産業経済団体の役員、行政委員会及び附属機関の委員、海区調整委員等
第4号	市社会福祉団体の長及び役員、行政委員会及び附属機関の委員、民生委員、児童委員、保護司、人権擁護委員、交通安全推進団体の役員、社会奉仕団体の長、防犯団体の長、市環境改善団体の役員等
第5号	市病院事業管理者及び院長、市学校医、市学校歯科医、市学校薬剤師、行政委員会及び附属機関の委員、市保健衛生団体の役員、市公衆衛生団体の役員等
第6号	行政委員会及び附属機関の委員、市納税貯蓄組合の役員等
第7号	行政委員会及び附属機関の委員、市消防団長及び副団長、市防火団体の長等